

令和元年 第 1 2 回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和元年 1 0 月 2 日 (水)			
招集の場所	時津町役場本庁舎 5 階第 2 会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和元年 1 0 月 2 日 (水) 午後 1 時 3 0 分		
	閉 議	令和元年 1 0 月 2 日 (水) 午後 1 時 4 6 分		
出欠委員の氏名 出席 5 名 欠席 0 名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	綿谷 章	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	吉田三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	松園 喜秀	社会教育課長	蒔添 浩明
	学校教育課長	岡 由紀子	教育総務課長	栗山 浩毅
			教育総務課長補佐	中村 智樹
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（第 1 1 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 7 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般職
の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）

日程第 5 時津町教育委員会教育長職務代理者の指定について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は５名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和元年第１２回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第１ 会議録の承認について（第１１回）

○ 相川教育長

日程第１「会議録の承認について（第１１回）」の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和元年第１１回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和元年第１１回の会議録を承認することに決しました。

日程第２ 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第２「教育長報告」を行います。

令和元年９月１１日から令和元年１０月１日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第３ 報告第７号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第３、報告第７号「教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について」の報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

それでは、本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会のため本会は非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第４２号 専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則)

○ 相川教育長

続きまして、日程第４、議案第４２号「専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則)」の件を議題とします。

本件について、事務局の説明を求めます。

○ 栗山教育総務課長

議案第４２号「専決処分の承認を求めることについて(時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則)」ご説明いたします。

本案は、教育委員会会議における審議を経る暇がなかったことから、９月３０日に専決処分で処理したものについて、承認を得ようとするものです。

内容としましては、令和元年１０月１日から、教育委員会の臨時職員等に対する賃金の額を改定するため、規則の別表を改めるものであります。

改正案と現行を比較した資料をご覧ください。

長崎県におきましては、本年１０月３日最低賃金を７６２円から７９０円、額にして２８円、率にして３．６７％引き上げられております。今回は、これを考慮した時間給の増額改定を行っております。

一般事務パートタイマーの賃金を現行の７９０円から８２０円、額にして３０円、率にして３．７９％の増額改定した他、小中学校の教育支援員や時津公民館の管理人等について増額改定を行っております。

以上で本案に係る説明を終わります。審議の程よろしくお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○ 相川教育長

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第４２号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案４２号「専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則）」の件は、原案のとおり承認されました。

日程第５ 時津町教育委員会教育長職務代理者の指定について

○ 相川教育長

続きまして、日程第５「議案第４２号「時津町教育委員会教育長職務代理者の指定について」の件を議題とします。

教育長職務代理者につきましては、地教行法第１３条第２項で、教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。

本町におきましては、昨年１０月から、綿谷委員にこの職務代理者の職を務めていただいておりますが、ご承知のとおり、任期が満了となりますことから、後任の方を私の方から指名させていただくものでございます。

任期につきましては、教育長が別の委員を指名するまで、又はすでに教育長が欠けている状態では、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期となります。

具体的な事務の執行の部分に関しましては、同法第２５条第４項の規定により、事務局職員に対して委任できる旨の規定がございますので、教育次長など適当な職員に委任することにより事務を執行していくことができるようなかたちになっております。

説明は以上でございます。

早速ですが、教育長職務代理者として、吉田委員を指名いたします。

吉田委員、いかがでしょうか。

（吉田委員 承諾）

吉田委員、ありがとうございます。それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める教育長職務代理者として、吉田委員を選任いたします。

早速ですが、吉田委員、皆様にご挨拶をお願いいたします。

(吉田委員挨拶)

吉田委員ありがとうございました。

以後、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和元年第12回時津町教育委員会会議を閉会します。